

掲示期間 3.29 - 4.7

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長

中原、八一

新潟市規則第32号

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

新潟市消防吏員服制規則（昭和62年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表冬服の項及び夏服の項中

	製式	男性	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
		女性	長ズボン又はスカートとする。 形状は、図のとおりとする。

を

	製式	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。
--	----	---------------------------

に改め、

同表冬救急服の項を次のように改める。

救 急 服	上 衣	色及び地質	明るい黄みの灰色で合成繊維の織物
	製式	前面	シャツカラーの長袖又は半袖とする。 形状は、図のとおりとする。
		階級章	冬服上衣と同様とする。
ズ ボ	色及び地質		暗い灰色で合成繊維の織物
	製式		長ズボンとする。

ン

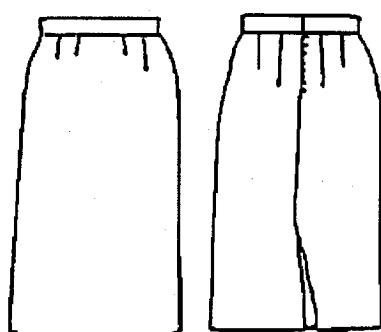
形状は、図のとおりとする。

別表夏救急服の項を削り、同表ベルトの項を次のように改める。

ベルト	合成繊維とし、前金具は銀色で中央に消防章を付ける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
-----	--

別表消防手帳の項を削り、同表図2(2)中

スカート

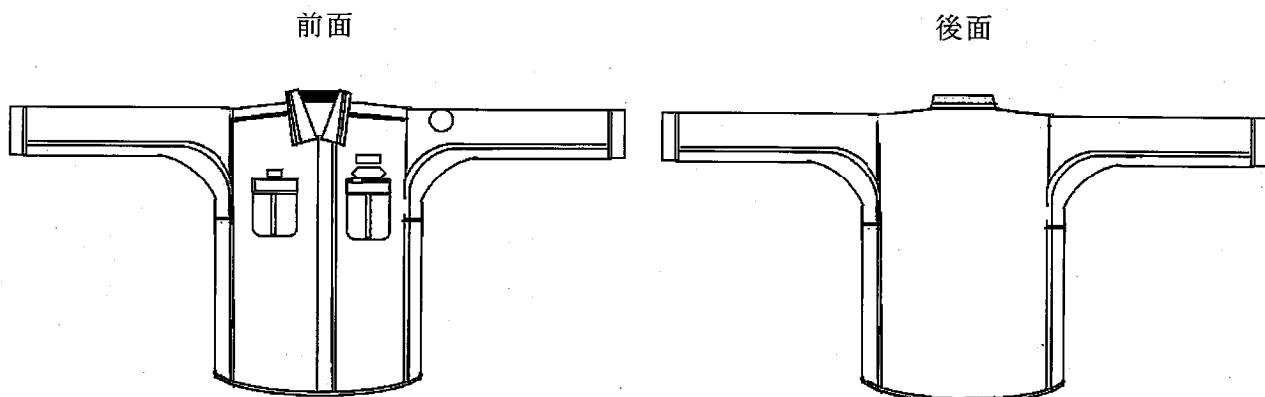


を削り、同表図4(4)を削り、同表図7及び

図8を次のように改める。

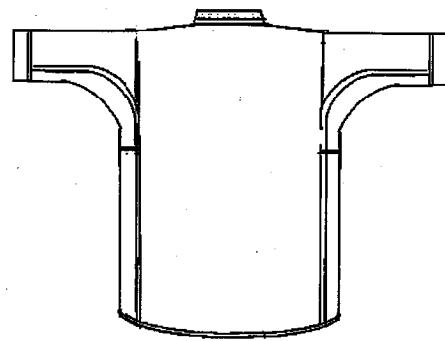
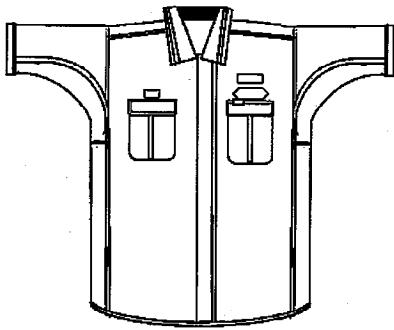
7 救急服

(1) 長袖



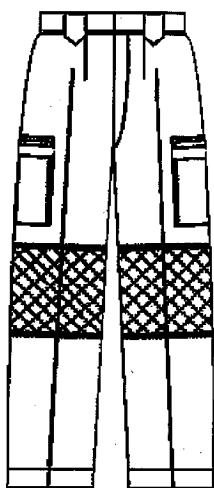
(2) 半袖





(3) ズボン

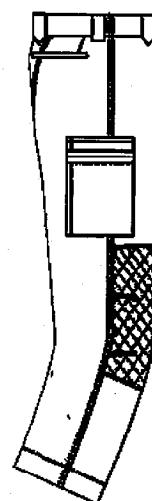
前面



後面



側面



8 削除

別表図19を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に使用中の服制については、当分の間、改正後の新潟市消防吏員服制規則の規定による服制とみなす。